

「皆様に、ブライトのことをもっと知ってもらいたい。役立つ情報を発信し、企業成長に貢献したい。」との想いで事務所報を創刊しました。評判が悪ければ直ちに廃刊しますので、良い反響をお待ちしています。

## 我が子と行く ベトナム企業視察

今年二月、中学一年生の娘と一緒にベトナムへ行ってきました。“旅は人を成長させる”と言いますが、新しい場所での冒険や活動は、子どもの人生において貴重な体験となります。ベトナムでの企業視察が、娘の学びや成長につながればと思い、今回のベトナム旅行を計画しました。

### 弁護士事務所を視察

起業家の友人が、現地(ホーチミン市)で弁護士事務所を開業しているということもあり、企業視察という貴重な機会を設けることができました。ベトナムの弁護士事情ですが、日本の弁護士数が約4万5800人(2024年3月1日現在、日本弁護士連合会調べ)に対し、ベトナムは約9000人と弁護士の数は多くはありません。日本の法務省が1994年からベトナムに対する法整備支援を行っています。まだまだ不足しているのが現状です。

### エネルギーギッシュでチャンスがあふれる国

ベトナムの弁護士業界は発展途上ですが、国自体は、とてもエネルギーギッシュです。人口9900万人の平均年齢が33歳と非常に若く、人口も急増していることもありチャンスがあふれています。電車やバスなどの公共交通機関が未発

達のため、バイクもあふれていますが治安はとても良く、人も優しい、というのがベトナムの印象です。

海外旅行には新しい発見、異文化の人との出会いがたくさんあります。日本人としての考え方だけではなく、親の私が気づいていないような豊かな視点を持ってくれたらいいなと感じた旅行でした。

代表弁護士 和氣 良浩



(右から2人目が和氣弁護士)

## 2024年4月 労働条件 明示ルールが変更

ご存知のとおり、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他一定の労働条件を書面等で明示しなければならないとされています。

労働条件の明確化、有期雇用労働者の無期転換ルールの理解促進等を背景に2024年4月から、その明示しなければならない内容が追加されています。

①すべての労働者：契約の締結時と有期労働契約の更新時に「就業場所・業務の変更の範囲」②有期労働契約者：ア) 契約締結時と更新時に「更新上限(通算契約期間又は更新回数の上限)の有無と内容。また、更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明することが必要です。イ) 無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時に「無期転換申込機会」と「無期転換後の労働条件」。また、正社員等とのバランスを考慮した事項について説明するよう努めることが求められています。

既に契約締結済みの労働者であっても更新時期が、2024年4月1日以降の場合には、これらについても明示が必要です。詳しくは、厚生労働省のHPに案内や記載例が出ていますのでご参照ください([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html))。

明示された労働条件が事実と異なる場合には、労働者は即時に労働契約を解除することができることになるので注意が必要です。労働条件の認識相違や説明不足によるトラブルを防ぐためにも、これを機に、現在の雇用契約書や労働条件通知書の記載が十分であるかを見直されてもよいかもしれません。

弁護士 福本 有希

# 観光業における“お客様は神様”の終焉

最近、至るところで、海外旅行者と思しき方々を目にする機会がとて増えました。テレビや新聞などでも、インバウンド需要の回復を伝えるニュースが多く報道されています。このこと自体は、観光業にとってだけではなく、日本全体にとって嬉しいことであると受け止めています。

## 改正旅館業法の施行

そんな中、昨年12月13日から、改正された旅館業法（以下「改正旅館業法」といいます。）が施行されているのをご存じでしょうか。今回は、その改正旅館業法について、ごく簡単にご紹介したいと思います。改正旅館業法は、観光業以外の業界（特にサービス業全般）にとっても示唆に富む内容になっており、その概要を知っておくことは自社の経営にも資するのみならず、皆さんが実際にホテル等を利用する場面でも役立つはずで

## カスハラ客の排除？

改正旅館業法のポイントをあえて一つだけ挙げるとすれば、それは「カスハラ」客の宿泊を拒めるようにした点です。「カスハラ」とは、カスタマーハラスメントの略で、一般に「顧客等からの著しい迷惑行為」を意味します。「カスハラ」は、「パワハラ」や「セクハラ」に次いで、社会問題化しており、その対応に悩む現場の従業員が次々に離職したり、体調不良に陥るなどした結果、企業の業績悪化にもつながるケースが増えています。仮にこうし

た問題を放置した場合、「被害者」であるはずの企業が法的責任を問われる時代になっているため、特にサービス業を営む経営者にとっても無視できない話になっています。

## サービス業全般などへの広がり

もともと、旅館業法は、昭和23年に制定された法律であり、時代背景の変化などを十分に踏まえていないといわれてきましたが、ようやくこうした問題についても明示的に対応できるよう、改正が行われました。ホテルや旅館の営業者にとっては、昔からこうした「迷惑客」には大変苦しんできた一方これまでの旅館業法の定めでは、拒否事由に該当するか否かの判定がとて難しく、拒否した場合に起きうるハレーションにも配慮した結果、宿泊拒否することに躊躇せざるをえない状況が多くありました。今回の改正により、宿泊施設に過重な負担となり、ほかの宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す「迷惑客」の宿泊を明確に拒むことができるようになりました。

昔から「お客様は神様です」というフレーズが広く用いられてきましたが、（その解釈はおくとして）観光業においては、改正旅館業法の施行をもって明示的に終焉を迎えることになりました。客であっても「迷惑客」に該当する場合には、誰であっても宿泊を拒否されうる立場におかれます。今後、こうした動きは、特にサービス業全般においても広まっていくことが予想されます。これを読まれている紳士淑女の皆さんにおかれましては、当然ながら心配無用かと思いますが、実際にホテ

ルに宿泊しようとした際、思いのほか飲みすぎてしまうなどして「迷惑客」になった結果、ホテルを追い出されてしまうことにならないよう、くれぐれもお気をつけください。

パートナー弁護士 笹野 皓平

## NEWS お知らせ

2024年1月から、**山中あい弁護士**が、ブライトに入所しました。今後も、より一層充実した体制構築に努めてまいります。よろしくお祈りします。



## ゴールデンウィーク休業期間

MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT	SUN
				4/ 26 営業	27 休業	28 休業
29 昭和の日 休業	30 営業	5/ 1 営業	2 営業	3 憲法記念日 休業	4 みどりの日 休業	5 こどもの日 休業
6 振替休日 休業	7 営業					

ゴールデンウィーク期間は暦通り（カレンダー通り）のお休みとさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

CORPORATE  
SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト  
0120-929-739  
【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE

